

葛飾区内の
介護サービス
事業所さまへ

葛飾区介護サービス事業所等 ICT化促進費助成金

～ICT化を促進のための費用（の一部）を先払い助成します～

概要

介護サービス事業所等のICT化を促進することで、業務効率化、職員の負担軽減、職場環境の向上を図り、介護人材の確保・定着を目指します。

ICT等導入による業務効率化

利用者の満足度向上

サービスの質向上

助成を受けられる対象

葛飾区内の介護サービス事業所・施設（メニュー1については、複数の事業所からなる団体も含む）

※申請は法人ごとに取りまとめて行ってください。

※団体で申請する場合は、代表となる法人が取りまとめて申請を行ってください。

助成金の交付も代表となる法人あてにします。

※メニュー3については、メニュー1もしくは2の交付決定を受けた介護サービス事業所・施設のみ申請可能です。

メニュー

1	職員のICTスキル向上に資する 研修経費助成事業	詳細は、3・4ページへ	・研修受講料 ・研修開催経費 ・代替職員経費	最大 22万5千円 助成
2	ICT化に資する業務効率化に関する コンサルティング経費助成事業	詳細は、5ページへ	・コンサルティング委託料	最大 75万円 助成
3	ICT化に資する業務効率化に関する ソフトウェア導入経費助成事業	詳細は、6ページへ	・ソフトウェア購入経費	最大 90万円 助成 最大 7万5千円 助成

※メニュー3については、購入前に必ず、以下までお問い合わせください。

まずはお気軽にご相談ください！

申請をご検討の場合、まずはメールでご連絡ください。
担当から折り返しご連絡いたします。

Email : 073000@city.katsushika.lg.jp

■件名と本文に記載いただきたい内容

件名：「（事業所名）ICT化事前相談」

①検討しているメニュー

②概要（資料があれば添付してください。）

1 / 6 ③直近2週間程度でご都合の良い日時と悪い日時

葛飾区福祉部介護保険課管理係

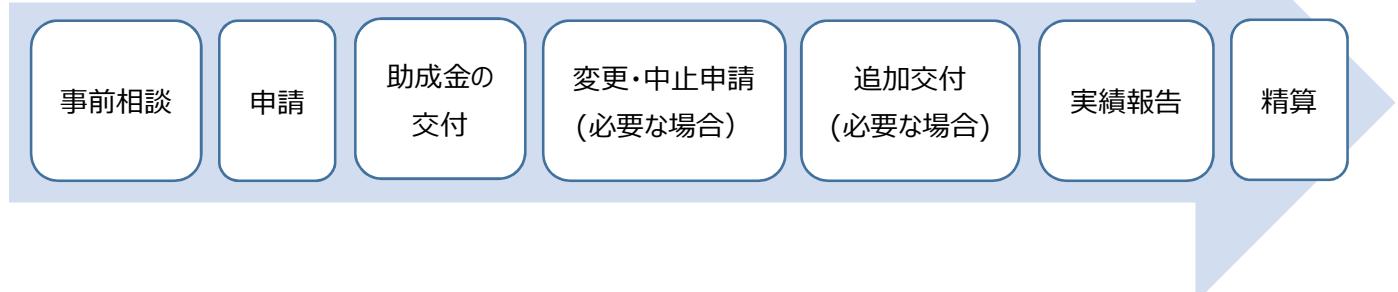
〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1
(区役所2階201番窓口)

電話：03-5654-8443

この事業における「ICT」とは？

介護ロボット(移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、自動翻訳機等)、
介護業務支援システム（記録業務、情報共有、請求業務を一貫して行うことができるもの）、
パソコン、タブレット端末、スマートフォン、通信機器、Wi-Fi 環境等をいいます。

手続きの流れ



ICT 化促進費助成金の対象イメージ

1

職員の ICT スキル向上に資する研修

事業所研修だけでは効果が不十分な場合など

- 研修内容が多く、教育担当者の負担が大きい
- 教育担当者の指導内容の品質が担保できていない



2

ICT 化に資する業務効率化に関するコンサルティング

導入・活用するにあたり何が適しているのか相談したい場合など

- ICT を導入したい
- サービス業務を効率化したい
- 職員の負担軽減を図りたい



メニュー詳細

(1) 職員の ICT スキル向上に資する研修経費助成事業

助成上限額

1 事業所あたり 225,000 円（団体で申請の場合、最大 75 万円）
助成率 3/4

対象となる研修

- パソコン、タブレット端末等の基本操作に関する研修
- ワード、エクセル等の操作に関する研修
- 介護業務支援システムの操作研修（購入時の契約に含まれるもの等は除く）
- 介護ロボットの操作研修（購入時の契約に含まれるもの等は除く）
- 社内 ICT 担当のためのヘルプデスク研修
- 情報セキュリティ研修 など

対象となる経費

研修受講経費	研修開催経費	代替職員経費 (研修開催時間数相当を上限)
<ul style="list-style-type: none">・受講料・テキスト代・入学金	<ul style="list-style-type: none">・研修会場使用料 (付帯設備使用料も含む。)・研修講師報償費・研修運営委託料・パソコン等リース料 (研修中に使用するもの)・テキスト代	<ul style="list-style-type: none">・非常勤職員の給与・派遣職員の派遣料・職員の残業代

対象とならない経費

- 振込手数料、クレジットカード会社に対する分割手数料等
- 交通費
- 資格受験料（資格に関する研修の受講料は、研修内容が事業の目的に合致している場合は対象となります。）
- パソコン等の購入費
- Wi-Fi環境整備費用等の通信費
- Zoomのアカウント費用 など

～こんなとき～

例 1 職員がタブレット端末の操作に不安があり、介護業務支援システムが十分に活用できていない。

→タブレット端末等の基本操作に関する研修を、A 法人の a 事業所と B 法人の b 事業所が合同で開催する。（申請は A 法人が代表で行い、上限額は 225,000 円×2 事業所 = 450,000 円）

例 2 LIFE に登録をしたが、データ入力に時間がかかり、担当職員の残業時間が増えてしまった。介護業務支援システムのサポート外だが、事業所にきてもらい実際に操作しながら教えてもらいたい。なお、法人内の 2 つの事業所で同じ状況が起きている。

→介護業務システムの操作研修を C 法人の c 事業所と d 事業所の職員に対し行う。（申請は C 法人が行い、上限額は 225,000 円×2 事業所 = 450,000 円）

例 3 事業所内の ICT 担当の職員に、ヘルプデスク研修を受講してほしい。

→E 法人の e 事業所の担当職員に、外部の研修を受講してもらう。（申請は E 法人が行い、上限額は 225,000 円×1 事業所 = 225,000 円）

(2) ICT 化に資する業務効率化に関するコンサルティング経費助成事業

助成上限額

1申請者あたり900,000円

助成率9／10

対象となる経費

コンサルティング会社へ支払う委託料

【コンサルティング会社に相談できる内容】

- ICT の導入や活用について
- 上記のための業務見直しについて

～こんなとき～

例 1 介護ロボットや介護業務支援システムを導入し、職員の負担軽減を図りたいが、何をどうすれば良いのか分からぬ。コンサルティング会社に、機器等の選定や導入のための業務の見直しを依頼したい。
※結果として機器等の導入を行わなかった場合も助成可能です。ただし、必ず ICT 化に向けた業務の見直しを行ってください。

例 2 過去に導入した介護ロボットが十分に活用されていないので、コンサルティング会社に現状の分析や活用のための指導や助言を依頼したい。
※結果として導入済みの介護ロボットは活用できないという結論になった場合も助成可能です。ただし、必ず ICT 活用のための業務の見直しを行ってください。

(3) ICT化に資する業務効率化に関するソフトウェア導入経費助成事業

助成上限額

1申請者あたり 75,000 円

助成率 3/4

対象となる事業者・施設

- (1) 研修助成事業に係る助成金の交付決定を受けている事業者
- (2) コンサル助成事業に係る助成金の交付決定を受けている事業者
- (3) 研修助成事業の対象となる研修又はコンサル助成事業の対象となる助言若しくは指導を当該ソフトウェアの導入に際し、無償で受けた事業者
- (4) 区が行うDX推進支援業務委託事業におけるコンサルティング支援の結果としてソフトウェアを導入した事業者

対象となる経費

- ソフトウェア購入経費
- 初期設定に要する経費

対象とならない経費

- 振込手数料、クレジットカード会社に対する分割手数料等
- ソフトウェアのメンテナンス費用
- ソフトウェアのリースに係る費用 など

購入できるソフトウェア例

- 職員の出勤・退勤を記録、管理する勤怠管理ソフトウェア
- 表計算ソフト など